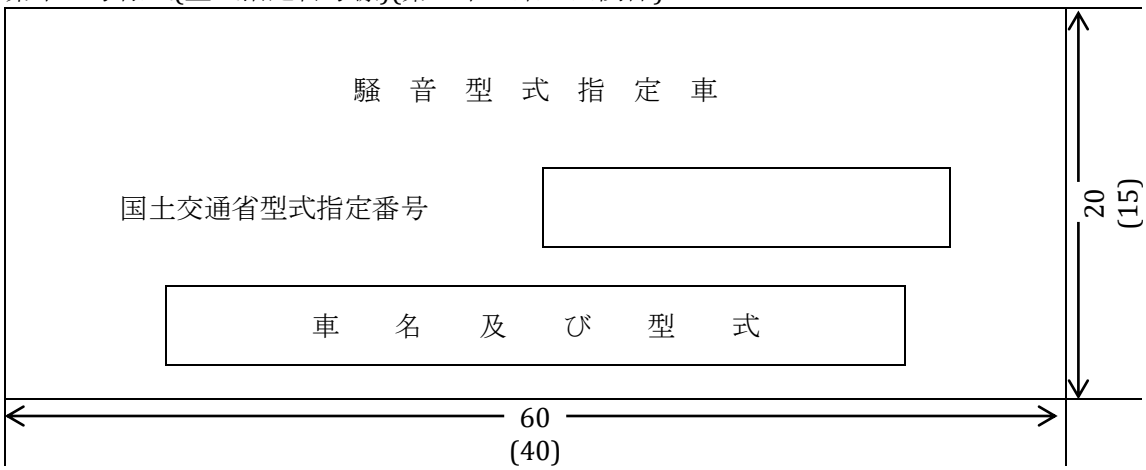
第十七号様式(型式指定番号標)(第六十二条の四関係)




備考

(1)　型式指定番号標は、金属製とし、図示の例によること。

(2)　寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、かつこ内に示す寸法は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)に表示する場合の寸法とする。